

美しい県土づくりガイドライン

第 1 回 景観審議会資料

平成 20 年 10 月 23 日

1-1. ガイドライン策定の背景

(1)これまでの景観の取り組みと潮流

我が国のまちづくりにおいて、これまで、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いていた景観を形成してきたことは否めない。

しかし、1980年代に入り自治体の中で景観条例を制定する動きが強まる中で、美しい街並みなど良好な景観に関する県民の関心が高まるとともに、個性ある美しい地域の景観形成や、景観条例の制定や景観に配慮したまちづくりが各地で進められてきた。

山梨県においても、景観に対する関心が高まる中、平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定し、かけがえのない自然や貴重な歴史的文化的資産を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造することに努めてきた。

国土交通省はこれらの動きに応えるべく、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を制定するとともに、平成16年6月に我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を柱とする「景観緑三法」を制定し、美しく風格のある国土の形成に向けて大きく舵を切った。

このような社会情勢を踏まえ、今後もますます、個性ある美しい街並みや景観の形成に関わる取り組みの推進が求められている。

(2)ガイドラインの必要性

山梨県においては、上述のとおり、景観条例を制定し、優れた景観を有する地域の指定や建築物等の大規模行為に係る届出制度の運用などを行ってきた。これらの取り組みは、一部の地域や個別事業を対象としたものであり、本県全体の景観形成をどのようにしていくかといった広域的な景観づくりという視点では行われてこなかった面がある。また、市町村の景観の取り組みについても、景観計画策定に着手するなど積極的に行っている自治体があるものの、地域によって様々な事情を抱えていることも見えてきた。

そのため、本ガイドラインを策定することにより、景観法の制定を契機として、改めて本県の景観の現状と課題を明確にし、県土全体の景観づくりの方向性と施策の展開方策を示すことにより、各自治体において、調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくものとする。

1-2. ガイドラインのねらい

(1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、今後、県、各市町村、事業者、市民がそれぞれの立場で景観づくりを行っていく上で、基本となる考え方を共有し、地域の個性や特性に応じた取り組みを推進するための手引書として作成したものである。

これらの内容については、そのまま活用するのではなく、取り組みのヒントとして、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれる景観づくりにつなげて頂ければ幸いである。

(2) 対象

景観行政に携わっている自治体職員の方、民間事業者、景観に関心のある市民・NPOなどの景観づくりに関わるすべての人を対象としている。本書を通じて、すべての方が景観づくりを行う基本的な考え方を共有することで、実行性があり、将来にわたり引き継がれる良好な景観づくりを行うことができると期待している。

(3) 適用範囲

山梨県全域における、山林、農地、河川、道路、都市に関わるすべてを対象とする。

1-3. ガイドラインの構成

本ガイドラインは、大きく6章より構成されている。作成にあたっては、できるだけ図や写真を使い、分かりやすく表現するとともに、先進的な事例の紹介を行うことで、具体的な内容がイメージしやすいよう工夫している。

景観形成に向けた基本的な考え方とその実現化方策（総論）

第1章
美しい県土づくり
ガイドラインとは

●ガイドラインを活用するにあたっての基本的な事項を整理した部分である。この章を見ると本書にどのような内容が書かれているのかわかるようになっている。
○対象：景観づくりに関わるすべての方

第2章
県土における
景観の特性と課題

●山梨県全体の景観構造を示すとともに、その構成要素である「山」「水」「道」「農」「街」の景観上の特性と課題を整理することで、県土における景観の特徴を理解してもらうことをねらいとしている。
○対象：景観づくりに関わるすべての方

第3章
景観形成の基本方針

●今後、様々な立場の方が景観づくりに携わる際に基本となる景観形成の考え方・目指すべき目標を示したものである。基本方針の中では、地区別の方針を示すことにより、地域固有の景観づくりへの対応を図るものとした。
○対象：景観づくりに関わるすべての方

第4章
景観形成推進に向けて

●実際の景観づくりに向けて留意すべき事項を整理するとともに、景観づくりに活用できる制度や支援方策などの情報を紹介している。
○対象：景観づくりに関わるすべての方

具体的な取組み支援（各論）

第5章
景観計画策定の手引き

●景観法の柱である「景観計画」の策定に向けて、各市町村が地域特性に応じてどのような考え方・内容を盛り込んでいけばいいのか、その際の留意事項を分かりやすく手引書の形で紹介している。
○対象：景観計画の策定に携わる自治体職員

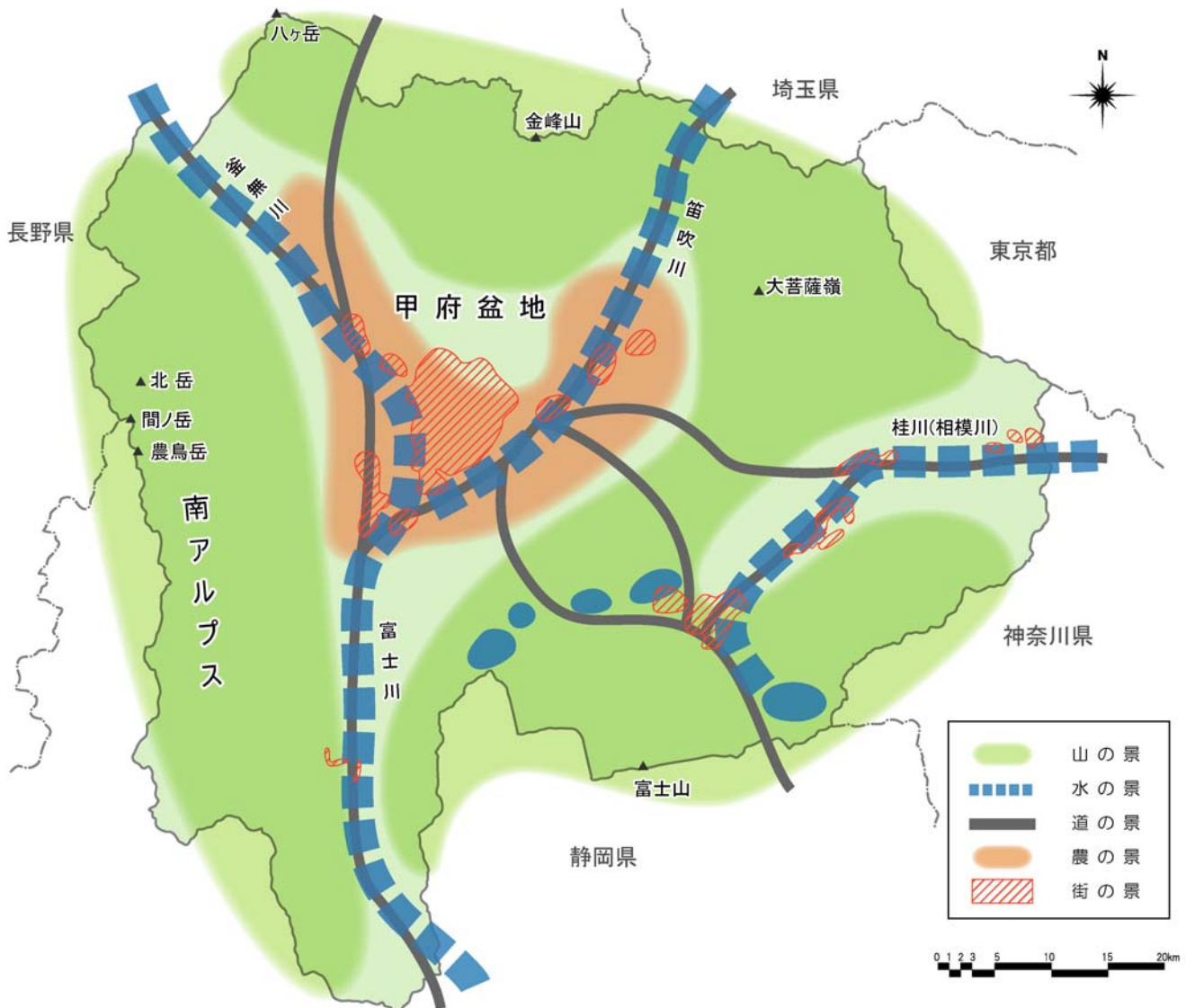
第6章
公共事業等に関する
景観形成の考え方と整備イメージ（例）

●公共事業を例にとって、景観形成の考え方や配慮事項、整備イメージを示すことで、具体的な景観形成のイメージを持ってもらうことをねらいとしている。
○対象：県の公共事業に携わる関係者



2-1. 景観構造

- 甲府盆地がほぼ県の中央に位置して、周囲を北側の八ヶ岳連峰、西側の南アルプス、南側の富士山、さらに東側を大菩薩峠など、2000メートルから3000メートル級の山々に囲まれている。
- 骨格となる河川は、南アルプス北部を源流とし、静岡県へ流れる富士川(釜無川)、東沢溪谷、西沢溪谷を源流として南西に流下して富士川に合流する笛吹川、山中湖から神奈川県へ東流する相模川(桂川)、関東山地を源流とし東京都へ流れる多摩川(丹波川)の3つの水系がある。
- 甲府盆地や桂川の河岸段丘に市街地が形成されている。
- 富士山の北麓には、山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の富士五湖が点在し、山梨県を代表する観光地となっている。
- 国道・県道の幹線道路は狭い平地を縫って1都4県との広域的なネットワークを形成している。



2-2. 景観特性と課題

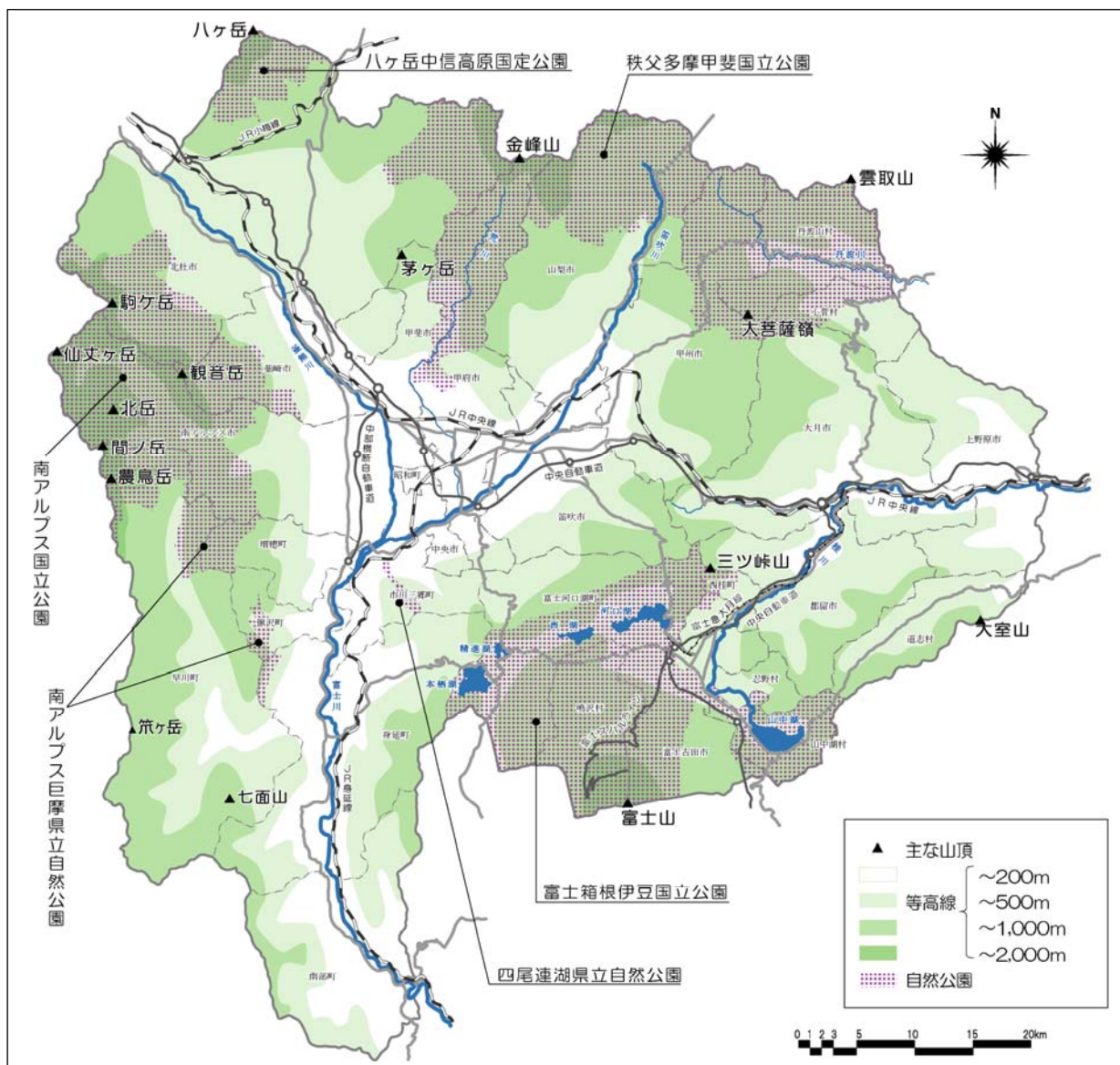
(1) 景観構成要素の特性

① 山の景



甲府盆地周辺には、富士山、南アルプス、八ヶ岳といった雄大で優美な稜線を描く山岳景観や、山の恵み豊かな里山景観が広がっている。

これらの多くは自然公園として県内外の人々に親しまれている。



●山 地

- 富士山や北岳、八ヶ岳、奥秩父などの二、三千メートル級の高い山々が雄大な山岳景観を形成している。
- 南アルプスや巨摩山地、関東山地などの山地は、甲府盆地を取り囲む山並みの景観を形成している。



●森 林

- 全国第4位の森林率を誇る本県の森林は、県土面積の約78%を占め、そのうちの約46%を県有林が占める。
- 天然林は新緑や紅葉などの四季折々に美しい景観を見せ、手入れの行き届いた人工林は年間を通して緑濃い景観を形成している。
- 丹波や小菅、道志の森林は、山梨県はもとより、東京都や神奈川県などの多くの人々の暮らしをうるおす水源の森となっている。



●里 山

- 盆地外縁の丘陵地などに、雑木林の斜面林や田畑が混在する里山の景観が形成されている。



●自然公園

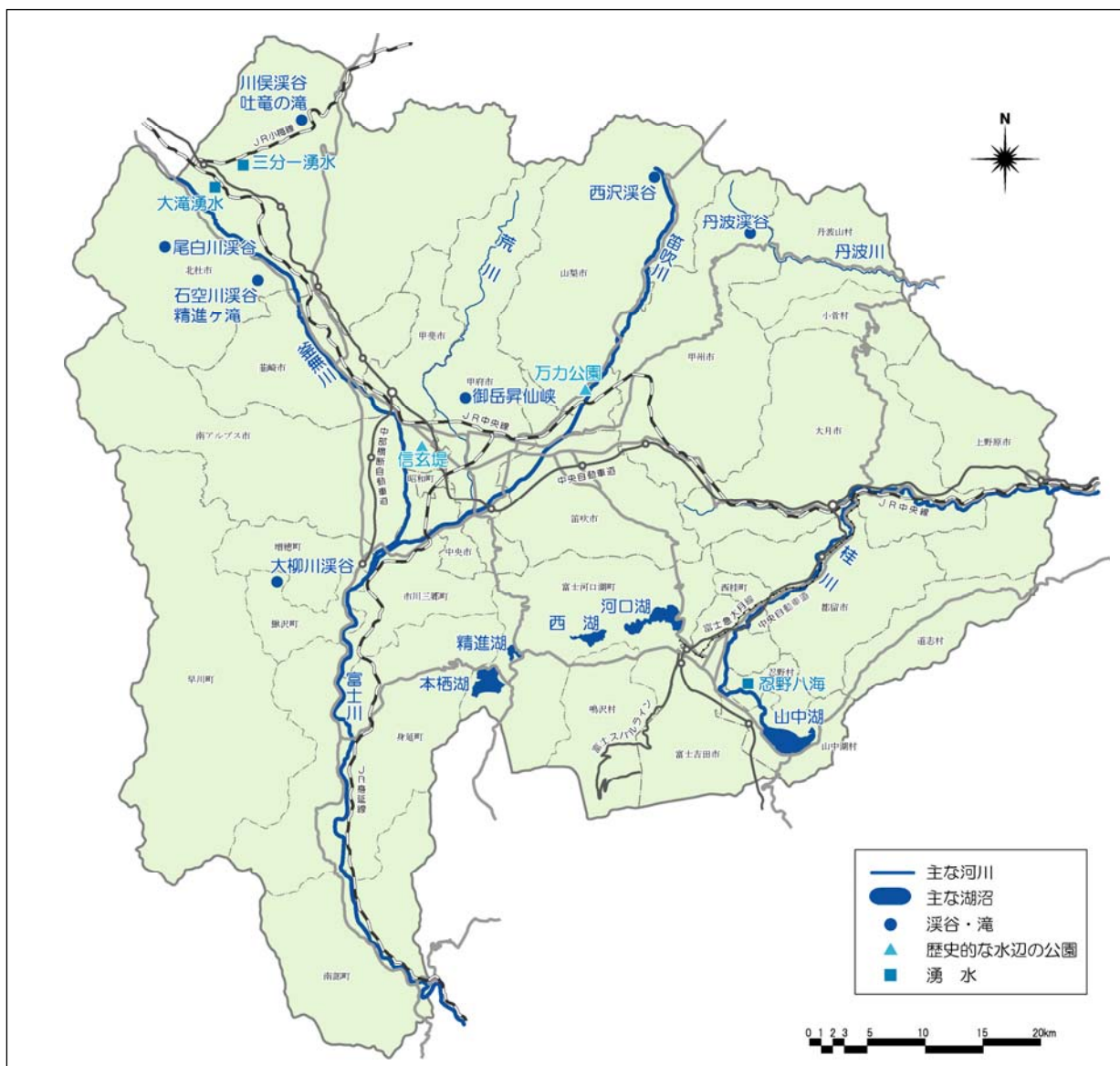
- 3つの国立公園と1つの国定公園、2つの県立自然公園が指定されており、県土面積の27.1%を占める全国第7位の自然公園面積率を誇る。
- 雄大な山岳景観や、裾野に広がる高原の景観などの自然景観がみられる。



② 水の景



急峻な山々や森林を水源として流れ出る水は、富士川等の急流河川や、富士五湖に代表される湖沼、富士山や八ヶ岳山麓の湧水等、潤いのある水辺景観を形成している。



●河 川

- 日本三大急流の一つである富士川は、急峻な山間に岩肌と川面が織り成す自然豊かな景観を成し、甲府盆地では扇状地を形成して礫河原の天井川を呈している。
- 古くから水害に悩まされた甲府盆地では、信玄堤や万力林(まんりきばやし)等、独自の治水技術が用いられてきた。これらは「信玄堤公園」や「万力公園万葉の森」として、現在も公園として親しまれている。
- 笛吹川や釜無川の上流は、秩父多摩甲斐国立公園や八ヶ岳中信高原国立公園などに属し、笛吹川の西沢渓谷や釜無川の尾白川渓谷などの、美しい渓谷美をなしている。
- 山中湖に源を發し県の東部を流下する相模川(桂川)は、渓谷、河岸段丘のおりなす景観が美しい。



●湖沼

- 富士五湖は、富士山や周辺の大自然と一体となって、山梨県を代表する四季折々の美しい自然景観を形成している。
- 富士五湖の水の恵みは、地域住民の生活や産業を支えるとともに、神奈川県民の飲料水となるなど多様な機能を果たしている。



●湧 水

- 富士山麓の忍野八海は、八つの湧水池から成り、澄みきった水面に富士の四季折々を映し込む(国指定天然記念物、環境省名水百選、山梨県新富嶽百景)。
- 八ヶ岳南麓には三分一湧水、大滝湧水などの約四十湧水群があり、富士山、甲斐駒ヶ岳を一望できる。湧水は、農業用水や上水等にも使われている。

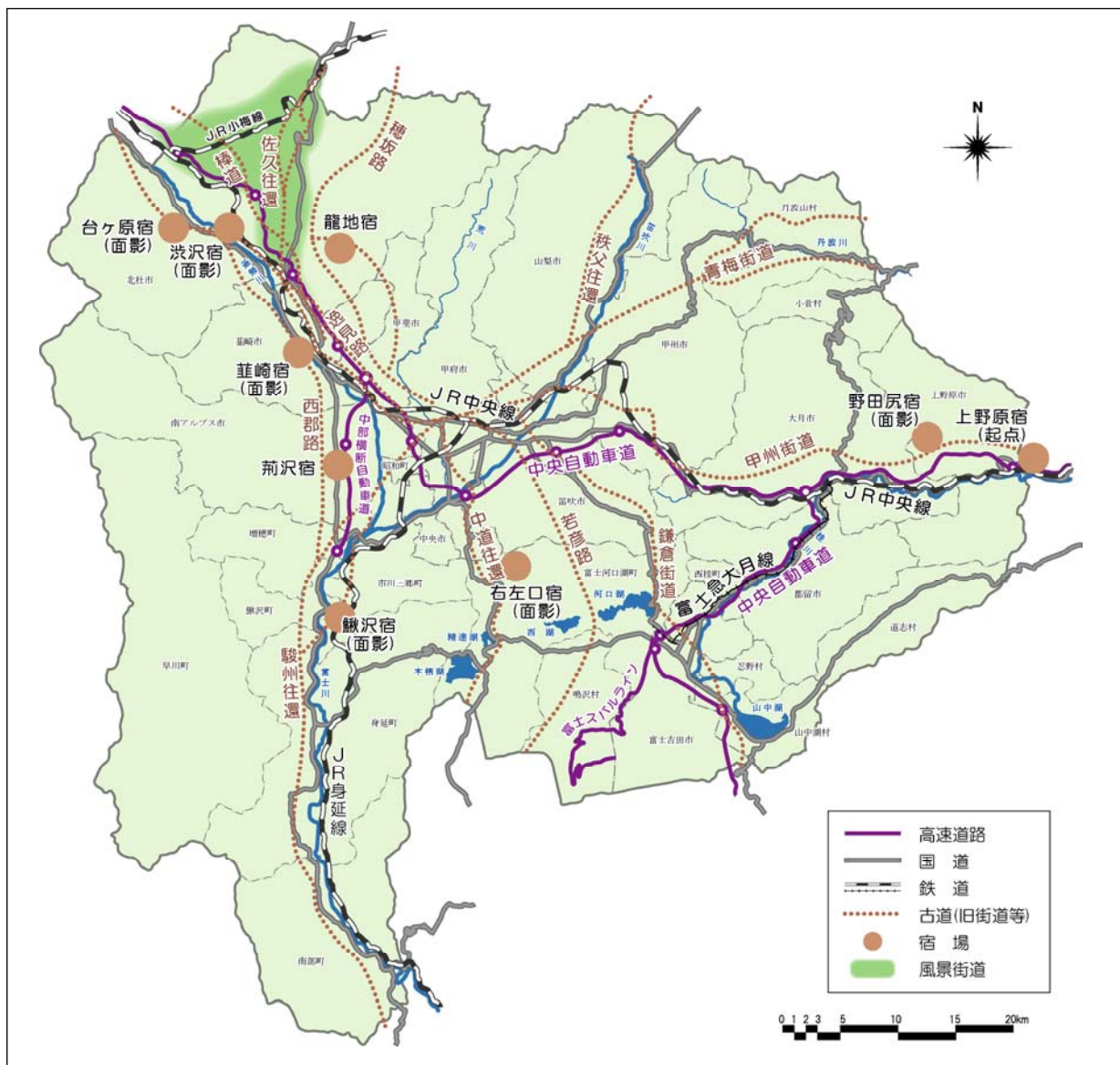


③ 道の景



道路や鉄道に沿って、山河や里、農やまちの景観が万華鏡のように様々に移り変わる。

また、街道の宿場町などに歴史の面影を残す街並みの景観が形成されている。



●幹線道路沿道

- 県内はもとより東京都や静岡県などの隣接他県との広域連携を支えている国道 20 号、国道 52 号等の幹線道路は、市街地や河川、農地等の沿道景観や山地への眺望が移り変わる。
- 国道 137 号や主要地方道中道塩山線等の幹線道路沿いに、ぶどう等の観光農園が並ぶ景観がみられる。
- 国道 138 号や国道 139 号、国道 300 号等から富士山への眺望が広がる。
- アルプス通りは、南アルプス等の山々の美しい眺望や、様々な店が並ぶ都会的賑わい、緑あふれる果樹園など、個性的な沿道景観が形成されている。



●街道

- 八ヶ岳南麓周辺の道路は「八ヶ岳南麓風景街道」に登録され、自然と共生する美しい道づくりが進められている。
- 上野原市の野田尻宿、大月市の鳥沢宿、北杜市白州町の台ヶ原宿など、旧甲州街道の宿場町の面影を残す街並みの景観がみられる。
- かつて身延往還の宿場として栄えた早川町の赤沢宿は、周囲の自然環境と一体となって中世の面影が残る集落景観を形成しており、重要伝統的建造物群保存地区にも指定されている。



●鉄道・高規格道路

- 中央本線、身延線、小海線、中央自動車道等から見える景色は、雄大な山岳地帯、森林地帯、果樹地帯等が調和した本県の独特な景観をなしている。

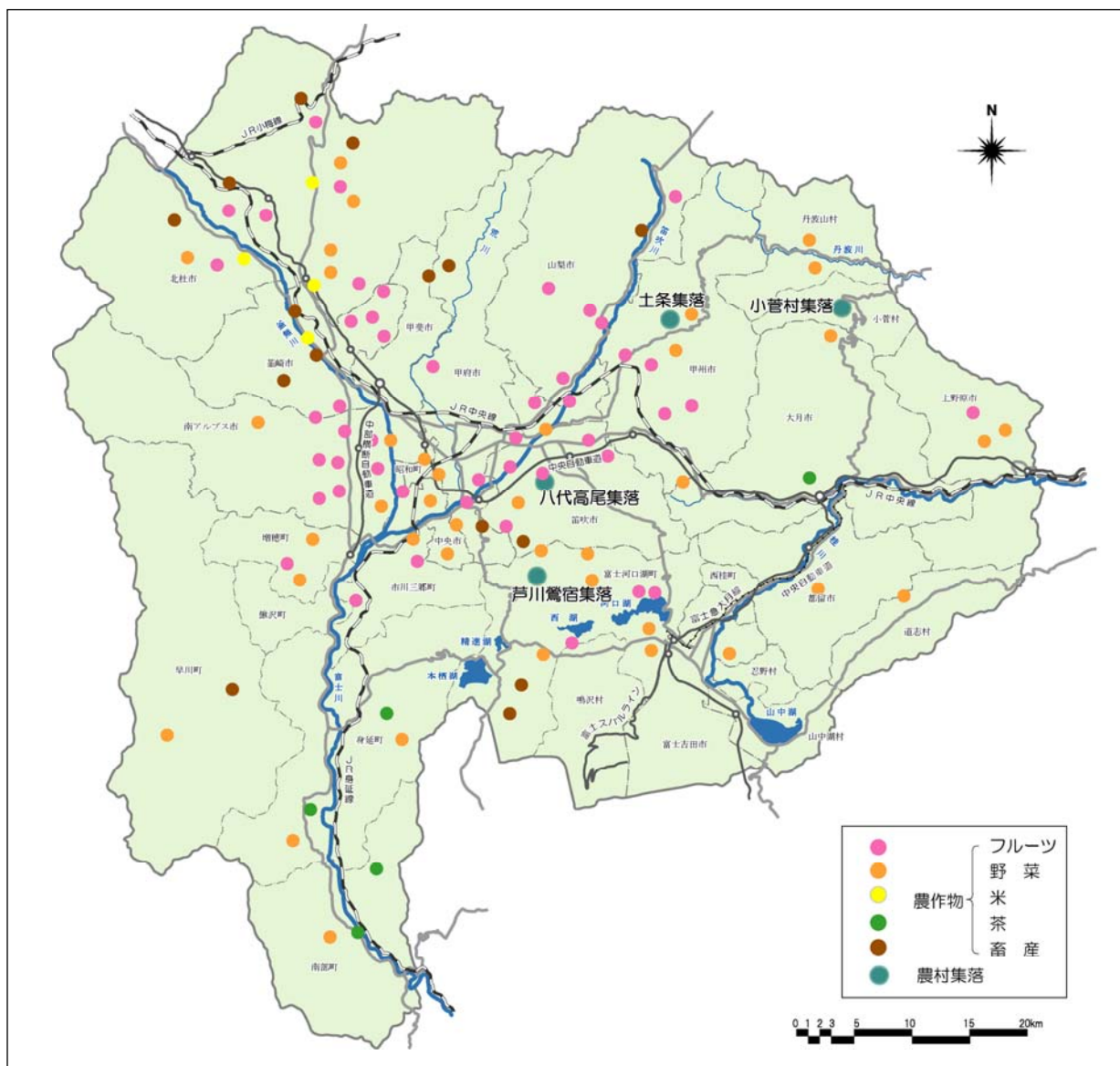


④ 農の景



果樹園等に代表される農地は、市街地周辺の丘陵地の緑や背景の山並みと一体となり、山梨県の郷土の景観を形成している。

また、都市近郊から山地に広がる農山村は、古民家のたたずまいを残す集落景観を形成している。



●農地

- 果樹王国として名高い山梨県は、果樹はもとより、水稻、野菜、花き、畜産等、地域の気候や風土に根ざした特色ある農地が広がり、四季折々に彩りのある景観を形成している。
- 甲府盆地東部(峡東地方)や西部の一带には、フルーツの景観が形成されている。
- 甲府盆地の南部には、施設野菜や特産露地野菜の景観が形成されている。
- 県北西部(峡北地方)には、水田の景観が形成されている。
- 八ヶ岳南麓や富士山麓の高冷地には、高原野菜や牧場の景観が形成されている。
- 県南部(峡南地方)には、茶畑の景観が広がっている。



●農山村集落

- 小菅村の集落は、1,000メートル級の山々に囲まれ、村の中心を多摩川の源流である小菅川が流れる等、自然と調和した集落景観を形成している。
- 甲州市の上条では、茅葺切妻造の14棟の民家等が、山すそにひな壇のように建ち並ぶ集落の景観を形成している。
- 忍野村の忍草や、笛吹市の芦川や八代等においても、古民家が保全・活用された特徴的な民家集落の景観がみられる。

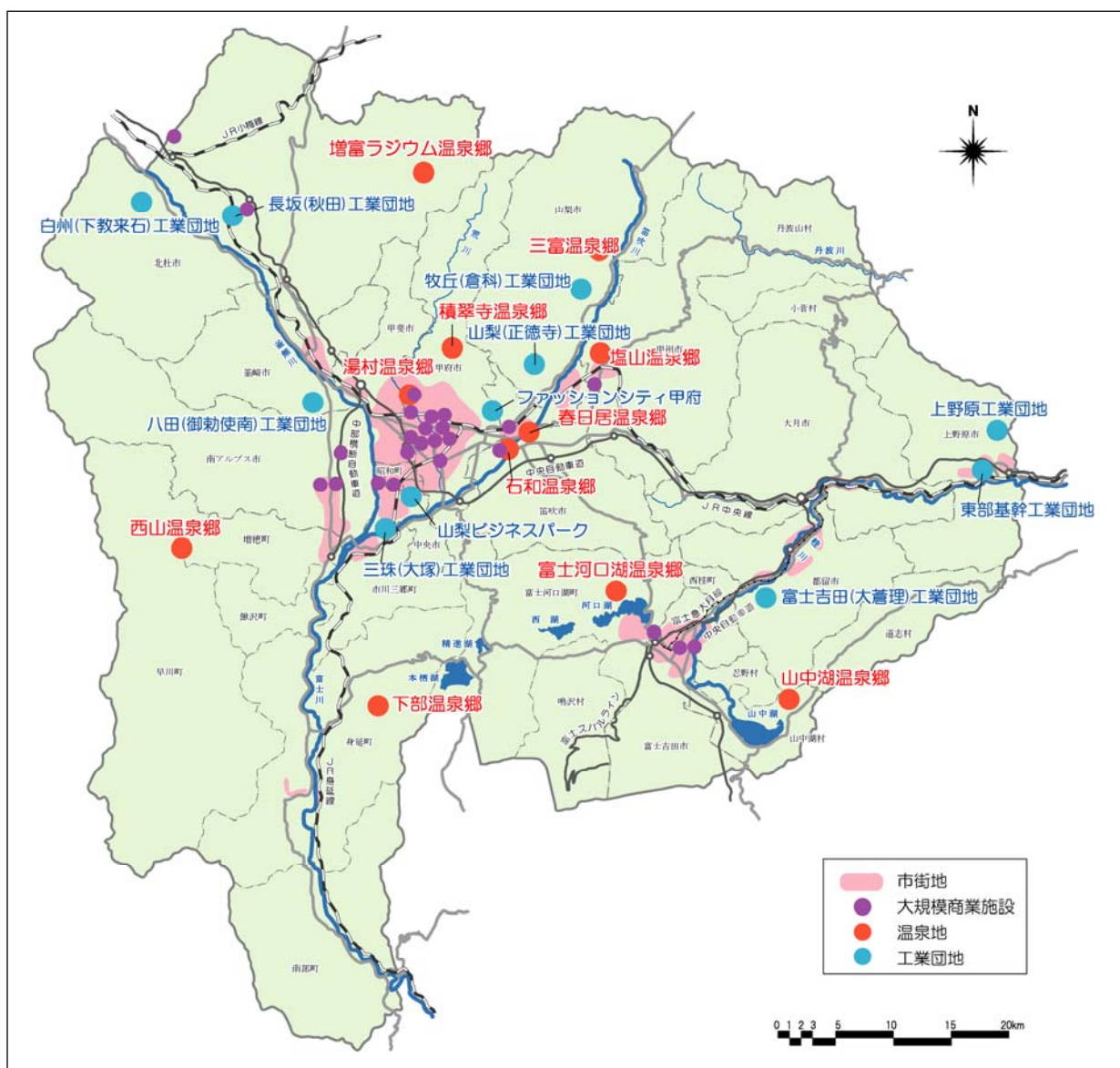


⑤ 街の景



甲府盆地や富士河口湖
 一帯の市街地を中心に、
 住宅地や商業・業務地等
 の景観が形成されてい
 る。

その周辺には、温泉街
 や神社仏閣等の風情あ
 る景観が見られる。



●住宅地

- 市街地には、かつての農山村から発展した、低層の戸建住宅を主とする木造の住宅地景観が形成されている。
- 甲府駅周辺等においては、中高層の集合住宅が立地する景観もみられる。
- 郊外においては土地区画整理事業などによる計画的な住宅地開発が行われ、低層でゆとりのある緑豊かな良好な住宅地景観もみられる。



●観光・リゾート地

- 八ヶ岳南麓や富士北麓地域などに、緑の中に別荘が点在する景観が見られる。



●商業・業務地

- 甲府駅周辺は、国・県の行政・文化等の官公庁施設をはじめ、商業、業務、病院等の施設が集積し、県都としておもむきと賑わいのある都市景観が形成されている。
- 国道20号等の幹線道路沿道には、異なる表情を見せた都市景観が形成されている。
- 人口規模が比較的大きい都市の主要駅周辺等には、都市的な景観が形成されている。



●温泉街

- 身延町の下部温泉や甲府市の湯村温泉、笛吹市の石和温泉・春日居温泉などに、昔ながらの面影を残す温泉街が形成されている。
- 河口湖や山中湖の周辺等において、ホテル等の宿泊施設が多く立地している。



●工業地

- ジュエリー、ワイン、絹織物、印章、和紙をはじめとして、本県の風土に根ざしたさまざまな地場産業がみられる。
- エレクトロニクス(電子技術)やメカトロニクス(電子機械)などの先端技術産業の工場がみられる。
- 計画的に整備された工業団地は整然とした景観を形成している。



●神社仏閣・史跡

- 信玄ゆかりの神社仏閣や史跡等が歴史的な景観を形成している。



(2)景観構成要素の課題

①山の景

- 林業の構造不況や高齢化等を背景に林業従事者の減少や後継者不足が進行し、手入れの行き届かない森林が見られる。
- 林地開発等により、森林の自然景観の改変が懸念されている。
- 山麓部のごみの不法投棄やオフロード車の乗り入れ等の改善が求められている。
- 都市地域の拡大等に伴う都市周辺部へのスプロール的な住宅開発等が進み、里山が徐々に失われていく傾向にある。
- 訪れる人々のマナー改善や監視・清掃活動の推進等、自然公園の保護・保全と調和した適切な利用が求められている。

②水の景

- 自然公園や景勝地等と調和した、河川や溪谷等の自然景観の保全が求められている。
- 河川改修により直線的になった甲府盆地の河川等において、動植物の生息・生育に配慮した川づくりが望まれる。
- 信玄堤や万力林等、急流河川特有の伝統的治水施設の保全・継承が求められている。
- 自然公園や景勝地等と調和した湖沼の景観保全が求められている。
- 健全な水循環の確保等と連携した湧水の保全と、地域資源としての活用が求められている。

③道の景

- 郊外部等の主要道路沿道における大規模商業施設等の立地等、地域の優れた景観や眺望になじまない沿道景観の形成が見られる。
- 街道沿いの宿場町の面影や史跡等、既存の歴史資源を活用した個性あるまちづくりへの活用が望まれる。
- 観光振興や活力ある地域づくりと連携した、地域のNPO・民間団体・行政のパートナーシップによる八ヶ岳南麓風景街道の美しい道路・沿道景観の形成が求められている。
- 中央本線、身延線、小海線、中央自動車道等沿線から見える雄大な山岳景観と、森林、果樹地等が調和した、車窓景観の保全と活用が求められている。

④農の景

- 農業従事者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増加し、良好な農地の景観が失われつつある。
- 宅地の無秩序な拡散等により、農地の減少と混住化の進行が懸念されている。
- 都市的土地利用が進行し、優れた農山村景観の喪失等が進んでいる。
- 古民家などの地域の伝統的な集落景観が失われつつある。

⑤街の景

- 郊外において無秩序で分散的な開発が進行しており、住宅地の良好な景観形成が望まれる。
- 既存住宅地の居住者の高齢化や商店街の後継者問題などによる、市街地の衰退が懸念されている。
- 富士北麓地域や八ヶ岳南麓地域等の都市計画区域外の地域に新たに居住地を求める動きがあり、無秩序な宅地化の進行が懸念されている。
- 空き店舗や空き地、シャッター通りが目立つ商店街の増加等、市街地が閑散として景観が悪化している。
- 山地や水辺の自然景観と調和した風情ある温泉街の景観保全・形成が望まれる。
- 工業団地等の緑化や色彩等、周辺景観への一層の配慮や、地場産業や伝統産業の景観資源としての活用が望まれる。
- 神社仏閣や歴史的建造物、史跡等の歴史を活かした景観形成が求められている。

⑥全般的な課題

- 駅前や路上に散在するゴミや放置自転車等がみられ、身近なまちの景観が乱れている。
- 駅前や幹線道路沿道、インターチェンジ周辺や農山村において、派手な屋外広告物や電線・電柱が乱立し、雑然とした景観になっている。
- 画一的で潤いのない河川整備や、無機質で威圧的な法面をあらわにする道路整備などによる、周囲の景観への配慮に欠いた公共施設もみられる。

(3)景観形成の課題

前項までの景観構成要素の特性と課題を踏まえ、県土における良好な景観形成に向けた課題について、主にハード面に関するものを「保全・継承」「創造」という視点、主にソフト面に関するものを「育成」の視点から位置づけて、以下のように整理した。

保全・継承**○ 歴史的景観の保全・継承**

- ・急流河川ならではの信玄ゆかりの伝統的治水施設の保全・継承
- ・旧街道沿いの宿場町や歴史的建造物、史跡などの歴史資源の保全・継承
- ・古き良き農山村の佇まいを残す古民家などの伝統的集落景観の保全・継承

○ 自然的景観の保全・継承

- ・雄大な山並みのパノラマに象徴される山地景観の保全・継承
- ・農地や農村集落と背後の丘陵・里山が一体となった盆地景観の保全・継承
- ・河川や湖沼、湧水などの潤いのある水辺景観の保全・継承
- ・生態系に配慮した景観の保全・継承

創造**○もてなしの景観の形成**

- ・来訪者に山梨を印象づける鉄道・道路からの車窓景観の形成
- ・山地景観に配慮した山麓部の観光・リゾート地の景観形成
- ・山水の景観に配慮した風情ある温泉街の景観の形成

○暮らしやすいまちの景観の形成

- ・街並みや眺望に配慮した沿道景観や工場景観の形成
- ・地域の景観に配慮した住宅地の景観形成
- ・景観を阻害する屋外広告物や電線・電柱の整除
- ・周囲の自然や街並みの景観に配慮した河川や道路等の公共施設の景観形成

育成**○景観形成の担い手育成と意識の改善**

- ・森林や農地、商店街など、持続的な生業の景観を形成する担い手の育成
- ・行政と協働して地域の景観形成を牽引するNPOや企業、県民などの人材育成
- ・まちの美化や利用マナーなどに関わる県民の景観意識の改善

3-1. 景観形成の基本的な考え方

① 景観形成の基本理念

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしている。こうした自然景観や歴史的文化的景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、これらかけがえのない県民共有の財産として大切に守り育て、後世に継承していかなければならない。

また、沿道のまち並みや住まいの周辺においては、建築物や工作物、公共施設、屋外広告物、公園緑地などが景観を構成する重要な要素であるので、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観の創造を目指すものとする。

さらに、山梨のふるさとの景観は、農林業や商業など、県民等の営む暮らしや経済活動の中で持続的に形成されてきた。また、県民一人ひとりの景観作法が身近なまちの秩序ある景観を形成してきた。しかし近年、地域の活力や景観意識の低下により、美しい郷土の景観が乱れている。今こそ、私たちの郷土の景観を見つめる感性を育成しなければならない。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、以下に示す景観形成の「基本理念」のもとに県土の景観形成に取り組むものとする。

かけがえのない景観を保全・継承する

山梨を象徴する山水や農の景、旧街道の景観など、かけがえのない自然景観や歴史・文化的景観を保全し、後世に継承する。

快適で魅力ある景観を創造する

街や道の景など、山梨暮らしや交流の舞台となる快適で魅力ある景観を創造する。

郷土の美しい景観を見つめる感性を育む

県民をはじめ地域の NPO や企業、市町村等、郷土の美しい景観を見つめる主体の感性を育成する。

② 景観形成の基本方針

景観形成の基本理念に基づき県土の良好な景観形成を進めるにあたり、県土全体の景観形成のイメージ共有を目的として以下の「基本目標」を定める。さらに、基本目標を達成するための6つの「基本方針」を以下のように定める。

●基本目標

●基本方針

1. 歴史の風景を活かし、甲斐の文化を育てる

- ・歴史の面影を残す旧街道等の景観を保全していく。
- ・歴史の重みを感じるまち並みの形成を図る。
- ・信玄ゆかりの歴史的景観資源を後世に伝え広める。

2. 盆地地形を里の景色として大切にす

- ・丘陵地の果樹農園や丘から見おろす、変わらない風景を守っていく。
- ・地形によって生まれる湧水群を活かし、水とみどりの里をつくる。
- ・果樹農家の存続や湧水の保全の活動などの輪を広げていく。

3. パノラマ大自然を活かし、もてなしの場をつくる

- ・富士山、南アルプス、八ヶ岳などの雄大な山並みの風景を活かす。
- ・観光“やまなし”をアピールするために最良のもてなしの場をつくる。
- ・国立公園など良好な自然環境を地域自らの力で守り育てる。

4. 譲り合うところで、暮らしやすいまちをつくる

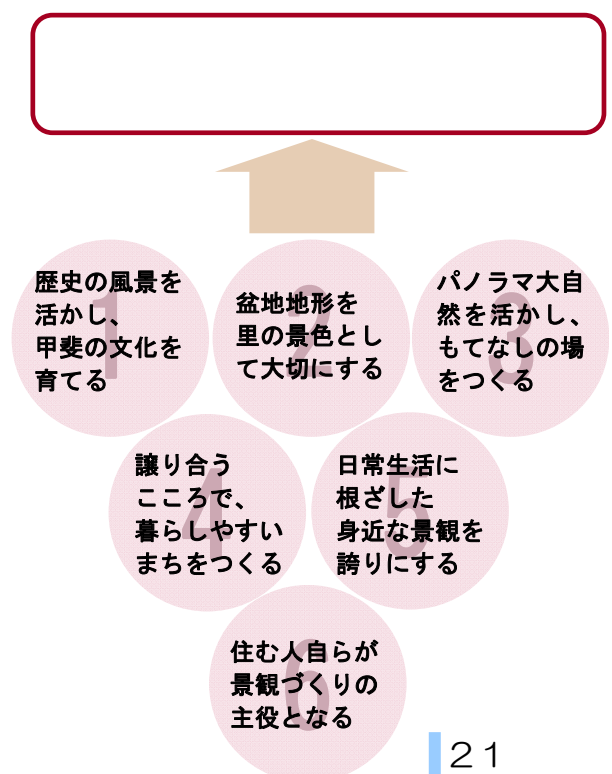
- ・日常のくらしの中で、変わらない風景としての山並み、里山風景、社寺景観などを守り育てる。
- ・美しい街並み景観はお互いの建築物や工作物の外観を揃えることに配慮する。
- ・地域の活動によってまちの景観づくりを取り組んでいく。

5. 日常生活に根ざした身近な景観を誇りにする

- ・やまなしの特徴ある農村景観を守り育てる。
- ・四季を感じる農や森林の風景など、生業の景観をはぐくむ。
- ・地域における美しい景観づくりは、市民自らの手でつくっていく。

6. 住む人自らが景観づくりの主役となる

- ・景観づくりは協働の景観まちづくりである。
- ・官民協働の景観形成を支援する。



③ 景観形成に関わる各主体の役割

- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されており、地域住民の生活に密接に関連した課題である。このことから、良好な景観形成には、地域住民の理解と協力が不可欠である。ひいては住民自らが景観形成の主役となり、市長村との協働のもとに自主的に行動することにより、景観はより一層、魅力的に磨かれ、輝き続ける。以上のことを考えると、住民に最も身近な基礎的自治体である市長村が中心的な役割を担うことが望ましい。
- このため県は、市町村が地域住民と連携してきめ細かな景観形成を主体的に進めることができるよう支援する。さらに、県民・事業者等と連携し、総合的な見地から県土の景観形成に積極的に取り組むことにより、県民はもとより、県外からの来訪者にとっても魅力ある活力に満ちた美しい県土づくりに努めていく。

■山梨県の役割

1) 全県的な景観形成の指針提示と活用

県土全体の景観形成の方向性や総合的な施策の展開方策を示した「美しい県土づくりガイドライン」を提示し、活用する。

2) 広域的な景観形成の推進

市町村域を越えた広がりや繋がりを有する山水や道等の景観について、市町村と連携して広域的な景観形成を推進する。

3) 市町村景観行政の支援

- ・市町村が景観法に基づく景観行政団体に移行するにあたり、情報提供等の技術的支援を行う。
- ・市町村が景観行政団体に移行するまでの間、県の景観条例等に基づく制度を活用して市長村の景観行政を支援する。

4) 公共事業を通じた良好な景観形成

「美しい県土づくりガイドライン」に基づき、景観に配慮した公共施設整備を実施し、公共事業を通して県土の良好な景観形成を先導する。

5) 県民や事業者等の支援

- ・景観に関わる情報提供や、県民や事業者等の景観意識の啓発を行う。
- ・県民等が景観形成に参画するための場をつくり提供する。
- ・景観形成を担う県民やNPO等の人材を育成する。

■市町村の役割

1) 身近な景観形成の主体的推進

- ・ 景観行政団体へ積極的に移行する。
- ・ 景観法等の制度を活用して景観形成を推進する。
- ・ 広域的な景観行政に関して、県や隣接市町村と連携する。

2) 公共事業を通じた良好な景観形成

地域の景観特性に配慮した公共施設整備を実施し、公共事業を通して地域の良好な景観形成を先導する。

3) 市民や事業者等の支援

- ・ 景観に関わる情報提供や、市民や事業者等の意識啓発を行う。
- ・ 市民等が景観形成に参画するための場をつくり提供する。
- ・ 景観形成を担う市民やNPO等の人材を育成する。

■県民、事業者等の役割

1) 地域の良好な景観形成に積極的に取り組む

- ・ 住まいや事業所などの私的空間について、地域の自然や街並みに配慮した自主的な景観形成に取り組む。
- ・ まちかどの美化・清掃活動に主体的に取り組む。
- ・ 景観意識やモラルの向上などに努める。

2) 県や市町村が実施する景観形成に関する施策に協力する

県や市町村が展開する景観施策について、検討の場への参加や自主的な提案等を行うとともに、ボランティア活動への参加や景観形成ルールへの遵守等を通して、行政が実施する景観形成に関する施策に協力する。

